

令和 3 年 10 月 6 日 02 時 46 分頃の岩手県沖の地震に伴う
土砂災害警戒情報発表基準の暫定的な運用について

令和 3 年 10 月 6 日 02 時 46 分頃の岩手県沖の地震による地盤の緩みを考慮し、揺れの大きかった青森県の市町村について、土砂災害警戒情報の発表基準を引き下げて運用します。

令和 3 年 10 月 6 日 02 時 46 分頃の岩手県沖の地震により、青森県で最大震度 5 強を観測しました。

青森県の揺れの大きかった地域では、地盤が脆弱になっている可能性が高いため、雨による土砂災害の危険性が通常より高まっていると考えられます。

このため、これらの地域では通常よりも警戒を高めるため、当分の間、青森県と青森地方気象台が共同で発表する土砂災害警戒情報の発表基準について、通常基準より引き下げた暫定基準を設けて運用します。詳細は下表の通りです。

なお、引き続き地震後の降雨と土砂災害の関係を調査し、必要に応じて暫定基準を変更します。

対象の県	通常の基準に対する 暫定基準の割合	暫定基準を設ける対象の市町村
青森県	8 割	階上町

問い合わせ先	
国土交通省水管理・国土保全局砂防部砂防計画課地震・火山砂防室	
企画専門官	松本 直樹 (内線 36-152)
代表	03-5253-8111 直通 03-5253-8468
F A X	03-5253-1610
気象庁大気海洋部気象リスク対策課	
土砂災害気象官	桑嶋 裕太 (内線 4219)
代表	03-6758-3900 直通 03-3434-9051
F A X	03-3434-9081